**幼稚園型・保育所型・地方裁量型の職員配置適合調書**

**（運営用）等に係る記載要領**

様式１、様式２、様式３の各シートのピンクのセルの部分のみ入力してください。白いセルは自動計算式を入っているので入力しないでください。セルによってはプルダウンから選択するように設定しています。

様式１　園児名簿（例）\_運営確認用）

※　本様式については、園児の任意の基準日時点の園児の満年齢を把握し、実際の保育にあたり、施設基準（保育室等の面積）を充足しているか確認するものです。各市町村、園において満年齢の子どもの数について管理している名簿や表等があれば作成する必要はありません。なお、作成にあたって、入力に誤りがあった場合、職員配置基準等に影響がありますので、慎重に行ってください。

◆ステップ１◆　～　年度、基準日の確定　～

　・　西暦年度を半角英数で入力してください。（2024）。

　・　基準日を入力してください。半角英数で「R●●/●●/●●」と入力、例えば「令和5年10月1日」の場合は「R5/10/1」と入力してください。

◆ステップ２◆　～　園児の措置年齢、満年齢、支給区分の確定　～

　・　園児の氏名及び生年月日を入力してください。生年月日は、半角英数で「R●●/●●/●●」となり、例えば「令和2年9月10日生まれ」の場合は「R2/9/10」と入力してください。

　・　保育認定の有無をプルダウンから選択してください。

　　　※ 基準日時点で３歳の誕生日を迎えている園児については、１号認定か２号認定の別を選択することが必要になります。

◆ステップ３◆

～　様式２「幼稚園型・保育所型・地方裁量型認定こども園職員配置基準適合調書」、様式３「幼稚園型・保育所型・地方裁量型設備運営基準適合調書」への反映　～

　・　様式１の内容が、様式２及び様式３に反映されています。

様式２　幼稚園型・保育所型・地方裁量型

※　本様式については、３類型の認定こども園の職員の配置基準について、「大分県幼稚園型認定こども園等の認定の要件を定める条例（平成26年9月24日大分県条例第49号。以下「認定条例」という。」及び「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（令和5年5月19日こ成保38・５文科初第483号）」等に基づき必要職員数を算定するために作成したものです。

　　なお、職員配置については、年度の初日の前日における満年齢による配置基準を満たす必要がありますので十分ご注意ください。

◆ステップ１◆　～　「１　園児数及び学級数」の作成　～

　・　認可上の利用定員を記載してください。

　・　学級数①（満3歳以上）を記載してください。

　　※　満3歳以上児については学級を編成することが必須となります。

　・　園児数については、様式１で作成した園児名簿から【年度の初日の前日の年齢】（措置年齢）の年齢別人数と【基準日令和〇〇年○○月○○日現在の園児の年齢】の満年齢別人数に数字が表記されているか確認してください。なお、様式１を作成しない場合は、他の名簿等により満年齢の園児数を入力してください。

◆ステップ２◆　～　「２　認定こども園の長の資格」の作成　　～

　・　認定こども園の長は、認定条例別表第二の五により、「幼稚園型認定こども園等の長は、教育及び保育並びに子育て支援を提供する機能を総合的に発揮させるよう管理及び運営を

　　行う能力を有する者であること」とされています。

◆ステップ３◆　～　「３　職員配置（年度の初日の前日の年齢の子どもの数で配置基準数を確認）」の作成　～

　・　園長の専任・兼任の別を記載してください。（プルダウンより選択）

　・　年齢別保育士等の配置基準については、乳児3人につき1人、1-2歳児6人につき1人、3歳児及び満3歳児20人につき1人、4歳以上児30人につき1人となります。ただし、満3歳児、3歳児に係る保育士等の配置基準については加算の有無により、必要基準数の算定式が異なることに留意してください。（後述）

　・　園長、年齢別配置の実員数を記載してください。

　　　非常勤職員の常勤換算については、「短時間勤務の教育・保育に従事する者及び常勤の教育・保育に従事する者以外の教育・保育に従事する者の１か月の勤務時間数の合計」を「就業規則等で定めた常勤職員の１か月の勤務時間数」で除した数（少数点以下の端数処理を行わない）を記入してください。

　・　「年齢別保育従事者以外の保育士等の実際の配置」（実員欄への記載）欄については、主幹（主任）保育士等と年齢別保育に従事しない保育士等の実員をそれぞれ記載してください。

◆ステップ４◆　～　その他基本分の確認　～

　・　公定価格上、主任保育士等の専任化のための代替保育士等（常勤分）⑫や保育認定子どもの利用定員が90人以下の場合の加配⑩等が積算されているため、基準定数の中に計上しています。（内容をご確認ください。）

　・　非常勤講師（研修代替保育士〔年間２日分〕、休憩保育士〔保育認定子どもの利用定員が91人以上の場合〕、保育標準時間認定〔３時間分〕）⑭及び主任保育士等の専任化のための代替保育士等（非常勤分）⑮については、常勤換算の必要はありませんが、配置は必要となりますのでご注意下さい。

◆ステップ５◆　～　その他基本分（保育士等以外）の作成　～

　・　調理員数については、定員規模に応じた人数が定められていますので保育認定子どもの定員規模をプルダウンから選択してください。定員規模に応じた基準定数が算出されます。また、調理業務に従事する職員数を実員欄に記載してください。

　・　事務職員については、まず施設長が兼務又は事務に関する業務を委託している場合には配置が不要ですので、兼務等の有無をプルダウンから選択してください。兼務「無」の場合は、定員規模に応じた基準定数が算出されます。また、事務職に従事する職員数を実員欄に記載してください。この場合、施設長が兼務する場合は実員欄への記載は不要です。（二重計上を防ぐため）

◆ステップ６◆　～　基本加算分・加減調整分・特定加算分の作成　～

①　副園長・教頭加算

　　加算要件を確認して「適用有無」欄をプルダウンから選択してください。適用「有」の場合、基準定数が算出されます。また、実際の従事者数を実員欄へ記載してください。

②　学級編制調整加配加算⑯

　　加算要件を確認して「適用有無」欄をプルダウンから選択してください。適用「有」の場合、基準定数が算出されます。また、実際の従事者数を実員欄へ記載してください。

③　3歳児配置改善加算、満3歳児対応加配加算

　　「適用有無」欄に「有」をプルダウンで選択した場合、上の年齢別職員配置基準の基準定数に反映されます。なお、「主幹教諭等の専任化により子育て支援の取組を実施していない場合」の加減調整部分に該当する場合は、「3歳児配置改善加算」及び「満3歳児対応加配加算」は適用できないので注意してください。

④　チーム保育加算⑰

　　利用定員に応じて、加算上限人数及び「実員－基準定数」を自動計算しています。基準定数としては、定員規模に応じた加算上限人数と「実員－基準定数」のうち低い方となります。また、実員欄には、教育補助者分のみ記載してください。

「主幹教諭等の専任化により子育て支援の取組を実施していない場合」の加減調整部分に該当する場合は、「チーム保育加算」は適用できないので注意してください。

⑤　療育支援加算⑱

　　加算要件を確認して、「適用有無」欄をプルダウンから選択してください。適用「有」の場合、実際の従事者数を実員欄へ記載してください。なお、常勤換算の必要はありません。

⑥　入所児童処遇特別加算⑲

　　加算要件を確認して、「適用有無」欄をプルダウンから選択してください。適用「有」の場合、実際の従事者数を実員欄へ記載してください。なお、常勤換算の必要はありません。

◆ステップ７◆　～　職員充足の確認　（保育士等）　～

　入力後、基準条例上の必要職員数、給付上（基本分のみ）の必要職員数、給付上（基本分＋加算分）の必要職員数を確認してください。

　　・　基準条例上の必要職員数 　　　　・・・表中⑨の基準定数

　　　　　平成27年3月31日時点で幼稚園型・保育所型・地方裁量型認定こども園であった施設については平成31年度末までは改正前の認定基準によることができます。

　　・　給付上の必要職員数（基本分） 　　　　・・・表中⑬の基準定数、⑭及び⑮

　　・　給付上の必要職員数（基本分＋加算分） ・・・表中⑳

◆ステップ８◆　～　事業専従職員の確認　～

　子ども・子育て支援交付金事業の各事業を実施している場合、専従の担当者数及び氏名を記載してください。

様式３－２　幼稚園型・保育所型・地方裁量型認定施設設備基準適合調書【運営用】

◆ステップ１◆　～　利用定員、実員等の状況　～

　認可上の利用定員及び基準日現在の実員（満年齢）を入力してください。実員数については、様式１を作成した場合は自動で反映されます。様式１を作成しない場合は、直接入力してください。

◆ステップ２◆　～　保育時間　～

　通常保育の「開園時間」欄と「閉園時間」欄には、保育認定子ども（2号・3号）分に係る時間を記載してくだい。教育標準時間認定子ども（1号）に係る時間については、備考欄に、例えば「8:00～14:00（1号）」と記載してください。

◆ステップ３◆　～　建物の状況　～

　幼稚園型・保育所型・地方裁量型認定こども園については、満3歳以上の学級数による園舎面積、満年齢の園児数による保育室等の面積が認定条例に規定されています。

　また、施設設備については保育所及び幼稚園からの移行する場合には特例が適用されますのでご注意願います。